

# 四半期報告書

(第104期第2四半期)

松井証券株式会社

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

頁

【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
3 【経営上の重要な契約等】 .....	5
第3 【提出会社の状況】 .....	6
1 【株式等の状況】 .....	6
2 【役員の状況】 .....	9
第4 【経理の状況】 .....	10
1 【四半期財務諸表】 .....	11
2 【その他】 .....	16
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	17

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月13日

【四半期会計期間】 第104期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

【会社名】 松井証券株式会社

【英訳名】 MATSUI SECURITIES CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松井 道夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麴町一丁目4番地

【電話番号】 03(5216)0606 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 鵜澤 慎一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麴町一丁目4番地

【電話番号】 03(5216)0606 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 鵜澤 慎一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第103期 第2四半期累計期間	第104期 第2四半期累計期間	第103期
会計期間	自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日	自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日	自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日
営業収益 (百万円)	14,389	11,269	27,313
純営業収益 (百万円)	13,777	10,384	25,999
経常利益 (百万円)	7,869	4,065	13,592
四半期(当期)純利益 (百万円)	5,465	2,806	9,562
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	11,945	11,945	11,945
発行済株式総数 (株)	259,264,702	259,264,702	259,264,702
純資産額 (百万円)	97,333	82,435	96,579
総資産額 (百万円)	778,875	692,217	695,993
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	21.28	10.93	37.24
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	21.26	10.91	37.20
1株当たり配当額 (円)	19.00	22.50	84.00
自己資本比率 (%)	12.5	11.9	13.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	72,657	22,914	103,499
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△971	△1,913	△2,011
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△84,475	△21,373	△101,650
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	26,481	38,735	39,108

回次	第103期 第2四半期会計期間	第104期 第2四半期会計期間
会計期間	自 2018年 7月 1日 至 2018年 9月30日	自 2019年 7月 1日 至 2019年 9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	9.87	5.58

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。  
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。  
3. 第103期の1株当たり配当額84円には、創業100周年記念配当39円を含んでおります。

#### 2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第四号の三様式記載上の注意(7)の規定を当事業年度に係る四半期報告書から適用しております。

当第2四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第四号の三様式記載上の注意(8)の規定を当事業年度に係る四半期報告書から適用しております。

経営者の視点による当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。なお、当社はオンライン証券取引サービスの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

#### (1) 経営成績の状況及び分析

当第2四半期累計期間の国内株式市場は、期首に21,500円台で取引を開始した日経平均株価が、米国の良好な経済指標や原油価格の上昇を受けて堅調に推移し、4月中旬には4ヵ月ぶりに22,000円を回復しました。しかし、5月以降は、米政府が中国に対する制裁関税の引き上げを表明したことを受けて株価は下落に転じ、6月上旬には一時20,300円を下回りました。その後、米利下げ観測の高まりなどを背景に株価は回復しましたが、8月初旬に米国が中国への追加関税の実施を表明したことや、FRBが大幅に利下げすると観測が後退したことに伴い再び下落し、20,500円前後で推移する展開となりました。9月に入ると、米中閣僚級協議が再開すると発表や、ECBやFRBによる金融緩和政策の決定を受けて株価は上昇する展開となり、9月中旬に5ヵ月ぶりとなる22,000円台を回復しました。その後も22,000円前後でもみ合いが続き、9月末の日経平均株価は21,700円台で取引を終えました。

このような市場環境の中で、二市場（東京、名古屋の各証券取引所）合計の株式等売買代金は、前第2四半期累計期間と比較して16%減少しました。当社の主たる顧客層である個人投資家についても、相場の先行きが不透明となるなか積極的な売買が手控えられ、二市場全体における個人の株式等委託売買代金は、同19%減少しました。その結果、二市場における個人の株式等委託売買代金の割合は、前第2四半期累計期間の18%から17%に低下しております。当社の株式等委託売買代金についても低調に推移し、同20%の減少となりました。

当第2四半期累計期間における当社の取組みとしては、株式取引について、当社ウェブサイトで開催する株式マーケット情報や株主優待情報のコンテンツをリニューアルし、投資情報サービスを拡充するほか、お客様向けウェブサイト「ネットストック・スマート」の全面リニューアルを行うなど、顧客の利便性向上に努めました。また、株式および投資信託について、他社から当社へ移管する際に発生する移管手数料を当社が全額負担するサービスを開始しました。さらに、先物取引について、取引手数料を業界最低水準へ引き下げたほか、FXについては、顧客向けサービスの全面的なリニューアルを行い、パソコン及びスマートフォンの取引チャネルを刷新すると共に、取引通貨ペアの拡大、取引通貨単位の引き下げを実施するなど、サービスの拡充に努めました。

以上を背景に、当第2四半期累計期間においては、株式等委託売買代金の減少等により受入手数料が6,015百万円（対前第2四半期累計期間比22.4%減）となりました。また、信用取引平均買残高の減少等により金融収支も同29.6%減の3,766百万円となりました。

この結果、営業収益は11,269百万円（同21.7%減）、純営業収益は10,384百万円（同24.6%減）となりました。また、営業利益は3,987百万円（同48.8%減）、経常利益は4,065百万円（同48.3%減）、四半期純利益は2,806百万円（同48.6%減）となりました。

収益・費用の主な項目については以下の通りです。

(受入手数料)

受入手数料は6,015百万円(同22.4%減)となりました。そのうち、委託手数料は5,681百万円(同23.1%減)となりました。これは主として、株式等委託売買代金が同20%減となったことによるものです。

(トレーディング損益)

トレーディング損益は、主としてFX取引のトレーディング益により、602百万円の利益となりました。

(金融収支)

金融収益から金融費用を差し引いた金融収支は3,766百万円(同29.6%減)となりました。これは主として、信用取引平均買残高の減少によるものです。

(販売費・一般管理費)

販売費・一般管理費は、同6.8%増の6,397百万円となりました。これは主として、事務委託費の増加による事務費の増加(同17.2%増)、一部資産の早期償却等による減価償却費の増加(同18.5%増)、データセンター関連保守料の増加に伴う不動産関係費の増加(同33.1%増)によるものです。

(営業外損益)

営業外損益は合計で77百万円の利益となりました。これは主として、受取配当金79百万円によるものです。

(2) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の主たる事業は、個人投資家向けの株式等委託売買業務であり、収入項目としては受入手数料、とりわけ株式等売買に関する委託手数料が当社の業績に重要な影響を及ぼします。また、主として信用取引に起因する金融収益についても当社の業績に重要な影響を及ぼす要因となります。しかしながら、その水準はともに株式市場の相場環境に大きく左右されます。

(3) 財政状態の状況及び分析

当第2四半期会計期間末の資産合計は、対前事業年度末比0.5%減の692,217百万円となりました。これは主として、信用取引借証券担保金が同117.0%増の18,366百万円となる一方で、信用取引貸付金が同6.7%減の181,091百万円となったことによるものです。

負債合計は、同1.7%増の609,782百万円となりました。これは主として、先物取引受入証拠金の預託方式を直接預託に変更したこと等により、受入保証金が同5.9%減の190,441百万円となる一方で、預り金が同8.5%増の259,198百万円となったことによるものです。

純資産合計は、同14.6%減の82,435百万円となりました。当第2四半期累計期間においては、創業100周年記念配当を含む2019年3月期末配当金16,693百万円を計上する一方、四半期純利益2,806百万円を計上しております。

当社の主な資産は、顧客からの預り金や受入保証金等を信託銀行に預託した顧客分別金信託(預託金に含まれます)と、信用取引貸付金を中心とする信用取引資産です。一方、信用取引貸付金に充当することを目的として、短期借入金等による調達を行っております。当社の主な負債は、預り金、受入保証金及び短期借入金です。

当第2四半期会計期間末において、預り金は同8.5%増の259,198百万円、受入保証金は同5.9%減の190,441百万円となりました。預託金は同0.9%減の420,712百万円となりました。また、信用取引貸付金が同6.7%減の181,091百万円となったことに伴い、短期借入金が同5.0%減の92,900百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況及び分析

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、229億14百万円のプラス（前年同四半期は726億57百万円のプラス）となりました。これは、立替金及び預り金の増減が主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、19億13百万円のマイナス（前年同四半期は9億71百万円のマイナス）となりました。これは、無形固定資産の取得による支出が主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、213億73百万円のマイナス（前年同四半期は844億75百万円のマイナス）となりました。これは、創業100周年記念配当金を含む配当金の支払が主な要因です。

以上の結果、当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、387億35百万円（前年同四半期末は264億81百万円）となりました。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社が行う資金調達には、主として信用取引貸付金の増加に対応するものですが、経常的な信用取引貸付金の増減については、銀行等金融機関からの短期借入金の増減を中心に対応しております。信用取引貸付金の水準が大きく増加する場合に備えて、社債による資金調達を機動的に行えるよう発行登録も行っておりますが、当第2四半期会計期間末現在においては、信用取引貸付金と内部留保の水準を踏まえ、資金調達の大部分はコール・マネーを含む短期借入金によっております。

(6) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(7) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更はなく、新たに生じた課題もありません。

(8) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。



### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,050,000,000
計	1,050,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	259,264,702	259,264,702	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株 であります。
計	259,264,702	259,264,702	—	—

(注) 提出日現在発行数には、2019年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### ① 【ストックオプション制度の内容】

###### 松井証券株式会社第6回新株予約権

決議年月日	2019年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く)6
新株予約権の数(個) ※	1,203
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 120,300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2022年7月11日～2025年7月10日(注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	(注)3
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の承認を要します。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※新株予約権の発行時(2019年7月10日)における内容を記載しております。

###### (注) 1

新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株です。当社が株式の分割、株式の無償割当てまたは株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行います。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われます。

調整後株式数(1株未満切り捨て) = 調整前株式数 × 株式分割または株式併合の比率

なお、調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日以降、株式無償割当てまたは株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用するものとします。

また、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて株式数の調整が必要となる場合、当社取締役会において付与株式数の調整を行うことができるものとします。

###### (注) 2

行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とします。

(注) 3

発行価格は、2022年7月11日から行使可能なものについては825円、2023年7月12日から行使可能なものについては807円、2024年7月12日から行使可能なものについては790円です。また、資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。

(注) 4

- 1) 新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要します。ただし、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではありません。
- 2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができます。
  - ① 2022年7月11日から2023年7月11日までは割り当てられた個数の3分の1（1個未満切り捨て）までを行使することができます。
  - ② 2023年7月12日から2024年7月11日までは同じく3分の2（1個未満切り捨て）までを行使することができます（①において権利行使することが可能となっている3分の1を含みます。）。
  - ③ 2024年7月12日から2025年7月10日まではすべてを行使することができます。
- 3) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできません。
- 4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

(注) 5

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限り）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限り）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限り）（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいいます。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに定める株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- 1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数は、新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とします。
- 2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類は再編成対象会社の普通株式とします。
- 3) 交付する再編成対象会社の新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、現在の新株予約権の内容に準じて決定します。
- 4) 交付する再編成対象会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後行使価額（組織再編成行為に際して交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。）に3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- 5) 交付する再編成対象会社の新株予約権を行使することができる期間は、上表「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」の満了日までとし、上表「新株予約権の行使の条件」に定める条件に従って行使することができるものとします。
- 6) 交付する再編成対象会社の新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- 7) 交付する再編成対象会社の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、行使の条件及び取得条項は、それぞれ現在の新株予約権の内容に準じて決定するものとします。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年 7月 1日～ 2019年 9月30日	—	259,264,702	—	11,945	—	9,793

(5) 【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株 式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の割合(%)
有限会社丸六	東京都文京区西片二丁目4番2号	86,812	33.80
有限会社松興社	東京都文京区西片二丁目4番2号	35,722	13.91
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	23,038	8.97
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	10,387	4.04
松井 千鶴子	東京都文京区	5,321	2.07
松井 道太郎	東京都文京区	5,262	2.05
松井 千明	東京都文京区	5,262	2.05
松井 佑馬	東京都文京区	5,262	2.05
松井 道夫	東京都文京区	4,429	1.72
資産管理サービス信託銀行株式会 社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海トリトンスクエアタワーZ	3,084	1.20
計	—	184,578	71.86

(注) 1 当第2四半期会計期間末現在における、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)及び資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)の信託業務に係る株式数は、当社として把握することができないため記載しておりません。

2 2019年9月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)及び野村アセットマネジメント株式会社が2019年9月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (総数) (千株・千口)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	347	0.13
ノムラ インターナショナル ピー エルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	200	0.08
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	14,023	5.41
計	—	14,570	5.62

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,411,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 256,831,000	2,567,211	—
単元未満株式	普通株式 21,802	—	—
発行済株式総数	259,264,702	—	—
総株主の議決権	—	2,567,211	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が400株、信用取引貸付金の自己融資見返り株式が109,900株含まれております。また、「議決権の数」欄には証券保管振替機構名義の完全議決権株式にかかる議決権の数4個が含まれております。なお、「議決権の数」欄には信用取引貸付金の自己融資見返り株式の完全議決権株式にかかる議決権の数1,099個は含まれておりません。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式46株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 松井証券株式会社	東京都千代田区麹町 一丁目4番地	2,411,900	—	2,411,900	0.93
計	—	2,411,900	—	2,411,900	0.93

## 2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当該有価証券報告書に記載した事項を除き、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）並びに同規則第54条及び第73条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

# 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2019年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金・預金	36,120	35,891
預託金	424,512	420,712
金銭の信託	2,988	2,844
トレーディング商品	1,260	1,693
商品有価証券等	0	0
デリバティブ取引	1,260	1,693
約定見返勘定	5	7
信用取引資産	202,490	199,458
信用取引貸付金	194,027	181,091
信用取引借証券担保金	8,463	18,366
有価証券担保貸付金	9,507	11,532
借入有価証券担保金	9,507	11,532
立替金	44	49
募集等払込金	84	143
短期差入保証金	3,329	3,361
その他	5,065	5,576
貸倒引当金	△129	△41
流動資産計	685,275	681,225
固定資産		
有形固定資産	1,255	1,396
無形固定資産	4,514	4,755
ソフトウェア	4,514	4,755
その他	0	0
投資その他の資産	4,948	4,841
投資有価証券	3,710	3,454
その他	2,619	2,772
貸倒引当金	△1,381	△1,385
固定資産計	10,718	10,992
資産合計	695,993	692,217

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2019年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
トレーディング商品	164	125
デリバティブ取引	164	125
信用取引負債	45,488	50,974
信用取引借入金	4,016	3,677
信用取引貸証券受入金	41,473	47,296
有価証券担保借入金	7,878	9,974
有価証券貸借取引受入金	7,878	9,974
預り金	238,794	259,198
受入保証金	202,329	190,441
有価証券等受入未了勘定	0	14
短期借入金	97,800	92,900
未払法人税等	1,832	1,252
賞与引当金	178	55
その他	1,723	1,423
流動負債計	596,188	606,356
固定負債		
長期借入金	-	200
未払役員退職慰労金	204	204
その他	179	179
固定負債計	383	583
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	2,843	2,843
特別法上の準備金計	2,843	2,843
負債合計	599,414	609,782
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	11,945	11,945
資本剰余金	9,796	9,796
利益剰余金	74,177	60,291
自己株式	△1,856	△1,823
株主資本合計	94,061	80,209
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,358	2,027
評価・換算差額等合計	2,358	2,027
新株予約権	160	199
純資産合計	96,579	82,435
負債・純資産合計	695,993	692,217

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第2四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
<b>営業収益</b>		
受入手数料	7,756	6,015
委託手数料	7,391	5,681
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	6	6
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	18	28
その他の受入手数料	341	301
トレーディング損益	670	602
金融収益	5,961	4,651
その他の営業収益	1	1
営業収益計	14,389	11,269
<b>金融費用</b>	612	885
<b>純営業収益</b>	13,777	10,384
<b>販売費・一般管理費</b>		
取引関係費	2,058	2,052
人件費	1,223	1,333
不動産関係費	423	564
事務費	1,123	1,316
減価償却費	837	992
租税公課	189	145
貸倒引当金繰入れ	65	△83
その他	71	78
販売費・一般管理費計	5,990	6,397
<b>営業利益</b>	7,787	3,987
<b>営業外収益</b>		
受取配当金	79	79
その他	5	11
営業外収益計	84	90
<b>営業外費用</b>		
その他	2	13
営業外費用計	2	13
<b>経常利益</b>	7,869	4,065
<b>特別損失</b>		
固定資産除売却損	1	2
投資有価証券評価損	-	20
特別損失計	1	22
<b>税引前四半期純利益</b>	7,868	4,043
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	2,339	1,151
<b>法人税等調整額</b>	64	85
<b>法人税等合計</b>	2,403	1,236
<b>四半期純利益</b>	5,465	2,806



## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	7,868	4,043
減価償却費	837	992
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	65	△83
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△127	△123
受取利息及び受取配当金	△6,001	△4,697
支払利息	587	856
固定資産除売却損益 (△は益)	1	2
投資有価証券評価損益 (△は益)	-	20
預託金の増減額 (△は増加)	△21,500	3,800
トレーディング商品の増減額	674	△472
約定見返勘定の増減額	△23	△1
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	43,203	8,518
有価証券担保貸付金の増減額 (△は増加)	1,399	△2,025
立替金及び預り金の増減額	32,298	20,398
有価証券担保借入金の増減額 (△は減少)	△4,341	2,096
受入保証金の増減額 (△は減少)	17,103	△11,888
短期差入保証金の増減額 (△は増加)	△214	△32
その他	△703	△398
小計	71,125	21,004
利息及び配当金の受取額	5,633	4,402
利息の支払額	△629	△781
法人税等の支払額	△3,471	△1,712
営業活動によるキャッシュ・フロー	72,657	22,914
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△27	△232
無形固定資産の取得による支出	△944	△1,437
投資有価証券の取得による支出	-	△252
その他	0	9
投資活動によるキャッシュ・フロー	△971	△1,913
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△77,500	△4,950
長期借入れによる収入	-	300
長期借入金の返済による支出	△50	△50
自己株式の取得による支出	△0	△0
ストックオプションの行使による収入	0	0
配当金の支払額	△6,925	△16,673
財務活動によるキャッシュ・フロー	△84,475	△21,373
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△12,789	△373
現金及び現金同等物の期首残高	39,269	39,108
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 26,481	※1 38,735

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期累計期間 (自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)
現金・預金	23,493百万円	35,891百万円
金銭の信託	5,788 "	2,844 "
金銭の信託のうち受入保証金の 分別管理を目的とするもの	△2,800 "	— "
現金及び現金同等物	26,481百万円	38,735百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年 6月24日 定時株主総会	普通株式	6,932	27.00	2018年 3月31日	2018年 6月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年10月26日 取締役会	普通株式	4,879	19.00	2018年 9月30日	2018年11月22日	利益剰余金

当第2四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年 6月23日 定時株主総会	普通株式	16,693	65.00	2019年 3月31日	2019年 6月24日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額には創業100周年記念配当39円が含まれております。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年10月28日 取締役会	普通株式	5,779	22.50	2019年 9月30日	2019年11月22日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、オンライン証券取引サービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	21円28銭	10円93銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	5,465	2,806
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	5,465	2,806
普通株式の期中平均株式数(株)	256,767,697	256,823,689
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	21円26銭	10円91銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	255,301	313,277
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

2 【その他】

第104期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)中間配当について、2019年10月28日開催の取締役会において、2019年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり実施することを決議いたしました。

- ① 配当金の総額 5,779百万円
- ② 1株当たりの金額 22円50銭
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 2019年11月22日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月13日

松井証券株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 尚 明 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 辻 竜 太 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている松井証券株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第104期事業年度の第2四半期会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、松井証券株式会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	2019年11月13日
<b>【会社名】</b>	松井証券株式会社
<b>【英訳名】</b>	MATSUI SECURITIES CO., LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 松井 道夫
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区麴町一丁目4番地
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長松井道夫は、当社の第104期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。